

平成30年7月4日

各 位

会社名 株式会社ハピネット
代表者名 代表取締役社長 榎本 誠一
(コード番号 7552 東証第1部)
問合せ先 取締役執行役員経営本部長
柴田 亨
電話番号 03-3847-0410

訴訟の判決確定に関するお知らせ

株式会社SRAホールディングスの子会社である株式会社SRAとの訴訟につきまして、平成30年1月19日付「訴訟の控訴審判決に対する上告受理申立てに関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、株式会社SRAが上告受理申立てを行っておりましたが、最高裁判所より上告審として受理しない旨の決定がなされたので、お知らせいたします。

記

1. 決定のあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 最高裁判所
- (2) 年月日 平成30年7月3日(決定書受領日:平成30年7月4日)

2. 決定に至るまでの経緯

当社は、平成23年3月31日付にて、株式会社SRAより業務委託料の未払いを理由としての損害賠償請求を求める訴訟を提起され、当社は株式会社SRAに対して、平成23年4月6日付で、債務不履行を理由として既払業務委託料の返還及び損害賠償を求める訴訟を提起いたしました。これに対して、平成28年10月31日付にて東京地方裁判所より、当社の主張を大方認める判決が言い渡されました。また、平成28年11月1日付にて更生決定がなされております。

株式会社SRAは当該判決を不服とし、平成28年11月8日付にて裁判所の事実誤認を理由に控訴を提起し、当社は、平成28年11月11日付にて、当該判決において株式会社SRAの請求を一部容認した部分及び当社の請求を一部棄却した部分についての不服を理由に控訴を提起いたしました。平成29年12月13日付にて東京高等裁判所より、1審判決とほぼ同様に当社の主張を大方認める判決が言い渡されました。

この判決に対し、株式会社SRAは上告受理申立てを行っておりましたが、最高裁判所より上告審として受理しない旨の決定がなされ、これをもって、東京高等裁判所より平成29年12月13日に言い渡された控訴審判決が確定いたしました。

3. 決定の内容

最高裁判所の決定の内容は以下のとおりです。

- (1) 本件を上告審として受理しない。
- (2) 上告受理申立費用は申立人の負担とする。

4. 今後の見通し

当社は、本件に関して平成30年3月期に受取賠償金を特別利益に計上しており、当連結会計年度の業績予想の修正はございません。

以 上